

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月13日
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	プレミアム・カレンシー・オープン（1年決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成24年3月16日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報について訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

[訂正前]

(略)

ファンドの商品分類

(略)

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を除く)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファ	あり
一般	年6回	欧州	ンド	(適時ヘッジ)
公債	(隔月)			
社債		アジア		
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性	(毎月)			
()	日々	中南米		なし
不動産投信	その他	アフリカ	ファンド・オブ	
	()	中近東	・ファンズ	
その他資産		(中東)		
(投資信託証券		エマージング		
(債券・公債))				
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。

(略)

〈ファンドの特色〉

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、世界の通貨の中から相対的に金利の高い8通貨を選定し、主として当該現地通貨建ての短期債券等（国債、州債、政府機関債、政府保証債、国際機関債等）に分散投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

※マザーファンドの受益証券への投資を通じて、マザーファンドの投資態度と実質的に同一の投資態度で運用を行います。

- 通貨の選定に当たっては、投資対象国の金利水準のほか、格付け^(注1)、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案し決定します。

なお、投資対象国の金利水準、格付け^(注1)、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案し、必ずしも選定通貨が8通貨とならない場合もあります。また選定通貨の見直しは適宜行います。

(注1) 自国通貨建て長期債務格付けが、取得時においてBBB格以上（S&PでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上）とします。

- 投資対象通貨（国）は、シティグループ世界国債インデックス（参考市場^(注2)を含む）とJPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数の採用国の中から選定します。

(注2) 参考市場とは、「シティグループ世界国債インデックス」には採用されていないものの、シティグループ・グローバル・マーケット・インクがそのパフォーマンス等のデータを提供している国の債券市場です。

投資対象通貨（国）（2012年1月末現在）

欧 州 英・ポンド(英国) ユーロ(ユーロ圏) スイス・フラン(スイス) スウェーデン・クローナ(スウェーデン) デンマーク・クローネ(デンマーク) ノルウェー・クローネ(ノルウェー) ポーランド・ズロチ(ポーランド) ハンガリー・フォリント(ハンガリー) ロシア・ルーブル(ロシア) トルコ・リラ(トルコ)	ア ジ ア シンガポール・ドル(シンガポール) 中国・人民元(中国) マレーシア・リンギット(マレーシア) インド・ルピー(インド) インドネシア・ルピア(インドネシア) タイ・バーツ(タイ) 韓国・ウォン(韓国) フィリピン・ペソ(フィリピン) 台湾・ドル(台湾) スリランカ・ルピー(スリランカ)	アフリカ 南アフリカ・ランド(南アフリカ) オセアニア オーストラリア・ドル(オーストラリア) ニュージーランド・ドル(ニュージーランド) 北 米 米・ドル(米国) カナダ・ドル(カナダ) 中南米 メキシコ・ペソ(メキシコ) ブラジル・レアル(ブラジル) コロンビア・ペソ(コロンビア) ペルー・ソール(ペルー) チリ・ペソ(チリ)
--	--	---

※投資対象通貨（国）は、今後変更になる場合があります。

○シティグループ世界国債インデックスとは

シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。シティグループ・グローバル・マーケット・インクの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関する全ての権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが有しています。

○JPモルガン社のGBI-EM(ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット)ブロード・ディバーシファイド指数とは

J.P. Morgan Securities Inc.が公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。同指数は、J.P. Morgan Securities Inc.が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、2003年1月1日より算出されております。

- ポートフォリオ全体のデュレーションは、原則として1年程度以内を基本とします。ただし、市場環境が大幅に変化した場合等には、1年程度以内とならない場合があります。

※デュレーションとは、投資元本の平均回収年限のことをいい、対象債券のクーポンが同じであれば、残存期限が長いほどデュレーションは長くなります。また、金利変動に伴う債券価格の変動性を示す指標として用いられ、一般的にこの値が大きい程、金利変動に伴う債券価格の変動リスクが高くなります。

- 債券の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- 運用の効率化を図るため、外国為替予約取引等を利用する場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(略)

ファンドの商品分類

(略)

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファ ンド	あり (適時ヘッジ)
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券・公債))	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(略)

〈ファンドの特色〉

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、世界の通貨の中から相対的に金利の高い8通貨を選定し、主として当該現地通貨建ての短期債券等（国債、州債、政府機関債、政府保証債、国際機関債等）に分散投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

※マザーファンドの受益証券への投資を通じて、マザーファンドの投資態度と実質的に同一の投資態度で運用を行います。

- 通貨の選定に当たっては、投資対象国の金利水準のほか、格付け^(注1)、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案し決定します。

なお、投資対象国の金利水準、格付け^(注1)、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案し、必ずしも選定通貨が8通貨とされない場合もあります。また選定通貨の見直しは適宜行います。

(注1) 自国通貨建て長期債務格付けが、取得時においてBBB格以上（S&PでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上）とします。

- 投資対象通貨（国・地域）は、シティグループ世界国債インデックス（参考市場^(注2)を含む）とJPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数の採用国の中から選定します。

(注2) 参考市場とは、「シティグループ世界国債インデックス」には採用されていないものの、シティグループ・グローバル・マーケット・インクがそのパフォーマンス等のデータを提供している国の債券市場です。

投資対象通貨（国・地域）（2012年7月末現在）

欧 州 英・ポンド(英国) ユーロ(ユーロ圏) スイス・フラン(スイス) スウェーデン・クローナ(スウェーデン) デンマーク・クローネ(デンマーク) ノルウェー・クローネ(ノルウェー) ポーランド・ズロチ(ポーランド) ハンガリー・フォリント(ハンガリー) ロシア・ルーブル(ロシア) トルコ・リラ(トルコ) チェコ・コルナ(チェコ)	ア ジ ア シンガポール・ドル(シンガポール) 中国・人民元(中国) マレーシア・リンギット(マレーシア) インド・ルピー(インド) インドネシア・ルピア(インドネシア) タイ・バーツ(タイ) 韓国・ウォン(韓国) フィリピン・ペソ(フィリピン) 台湾・ドル(台湾) スリランカ・ルピー(スリランカ) 香港・ドル(香港)	中 東 イスラエル・新シェケル(イスラエル) アフリカ 南アフリカ・ランド(南アフリカ) オセアニア オーストラリア・ドル(オーストラリア) ニュージーランド・ドル(ニュージーランド) 北 米 米・ドル(米国) カナダ・ドル(カナダ) 中 南 米 メキシコ・ペソ(メキシコ) ブラジル・レアル(ブラジル) コロンビア・ペソ(コロンビア) ペルー・ソール(ペルー) チリ・ペソ(チリ)
--	---	--

※投資対象通貨（国・地域）は、今後変更になる場合があります。

○シティグループ世界国債インデックスとは

シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。シティグループ・グローバル・マーケット・インクの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関する全ての権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが有しています。

○JPモルガン社のGBI-EM(ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット)ブロード・ディバーシファイド指数とは

J.P. Morgan Securities Inc.が公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。同指数は、J.P. Morgan Securities Inc.が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、2003年1月1日より算出されております。

- ポートフォリオ全体のデュレーションは、原則として1年程度以内を基本とします。ただし、市場環境が大幅に変化した場合等には、1年程度以内とならない場合があります。

※デュレーションとは、投資元本の平均回収年限のことをいい、対象債券のクーポンが同じであれば、残存期限が長いほどデュレーションは長くなります。また、金利変動に伴う債券価格の変動性を示す指標として用いられ、一般的にこの値が大きい程、金利変動に伴う債券価格の変動リスクが高くなります。

- 債券の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- 運用の効率化を図るため、外国為替予約取引等を利用する場合があります。

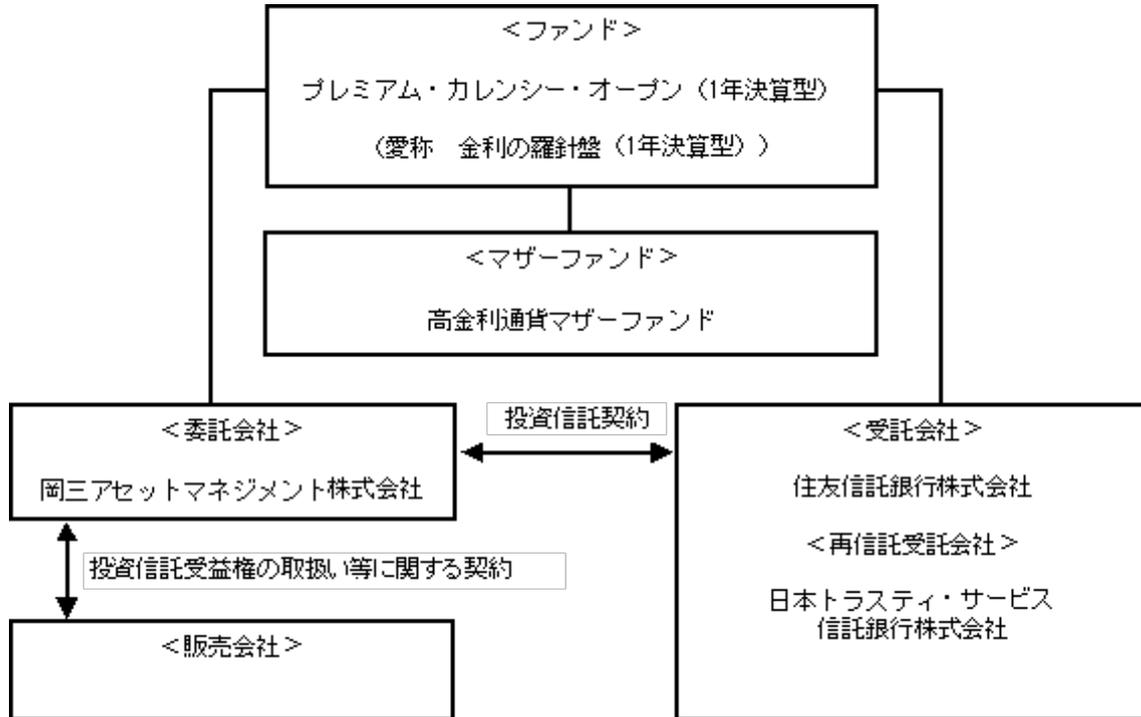
※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 【ファンドの仕組み】

[訂正前]

(略)

ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	住友信託銀行株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。 関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となる予定です。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

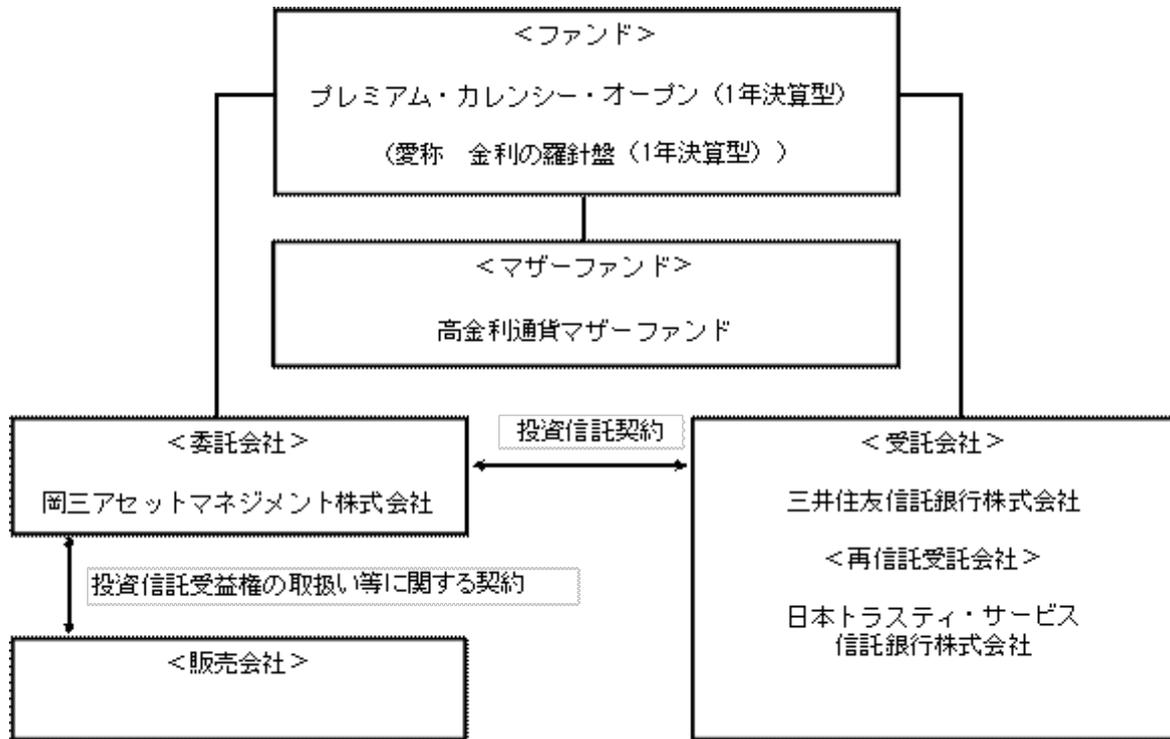
委託会社の概況（平成24年1月末日現在）

(略)

[訂正後]

(略)

ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

委託会社の概況（平成24年7月末日現在）

（略）

2【投資方針】

(2)【投資対象】

[訂正前]

（略）

運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である高金利通貨マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げ

る権利を除きます。)に投資することを指図します。

(略)

[訂正後]

(略)

運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である高金利通貨マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(略)

(3) 【運用体制】

[訂正前]

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

(略)

会議名または部署名	役割
(略)	
コンプライアンス部 (5名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに 検証に基づく運用本部への指導を行います。
(略)	

社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・ 運用実施に関する内規
- ・ 債券への投資に関する内規
- ・ デリバティブ取引に関する内規
- ・ 短期金融商品への投資に関する内規

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

運用体制等につきましては、平成24年1月末日現在のものであり、変更になることがあります。

[訂正後]

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

(略)

会議名または部署名	役割
(略)	
コンプライアンス部 (6名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに 検証に基づく運用本部への指導を行います。
(略)	

社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成24年7月末日現在のものであり、変更になることがあります。

3【投資リスク】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
ファンドは、外貨建ての短期債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<投資リスク>

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、中央銀行の金融政策、政府の経済政策等を反映して変動します。金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、新興国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、新興国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

信用リスク

有価証券等の発行体や為替予約取引の相手方の破綻、財務状況の悪化等、および有価証券等の発行体や為替予約取引の相手方の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さくまたは取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなることがあります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適切であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(4)【その他の手数料等】

[訂正前]

（略）

ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

また、マザーファンドを通じて投資する外貨建ての短期債券等の利息等は、現地において課税される場合があります。

（略）

[訂正後]

（略）

ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

（略）

（5）【課税上の取扱い】

[訂正前]

（略）

上記の内容は平成24年1月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

[訂正後]

（略）

上記の内容は平成24年7月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5 【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

平成24年7月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,061,847	99.80

コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	2,124	0.20
合計(純資産総額)	1,063,971	100.00

<参考> 高金利通貨マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	メキシコ	71,995,104	22.27
	ブラジル	58,445,923	18.08
	南アフリカ	49,382,572	15.28
	オーストラリア	42,098,214	13.02
	ニュージーランド	19,507,722	6.03
	マレーシア	13,166,604	4.07
	ポーランド	11,699,574	3.62
	ノルウェー	8,069,513	2.50
	小計	274,365,226	84.88
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		48,882,636	15.12
合計(純資産総額)		323,247,862	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	高金利通貨マザーファンド	1,356,820	0.7484	1,015,444	0.7826	1,061,847	99.80

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合計	99.80

<参考> 高金利通貨マザーファンド

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
メキシコ	国債証券	MEXICAN FIXED RATE BONDS	12,000,000	602.86	72,343,440	599.95	71,995,104	9.00	2012年12月20日	22.27
ブラジル	国債証券	BRAZIL GOVT	1,500,000	4,043.85	60,657,856	3,896.39	58,445,923	10.0	2013年1月1日	18.08
南アフリカ	国債証券	REP SOUTH AFRICA	5,000,000	988.62	49,431,277	987.65	49,382,572	7.50	2014年1月15日	15.28
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT	500,000	8,481.04	42,405,231	8,419.64	42,098,214	6.50	2013年5月15日	13.02
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVT	300,000	6,533.89	19,601,678	6,502.57	19,507,722	6.50	2013年4月15日	6.03
マレーシア	国債証券	MARAYSIAN GOVT	500,000	2,648.24	13,241,218	2,633.32	13,166,604	8.00	2013年10月30日	4.07
ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	500,000	2,335.26	11,676,304	2,339.91	11,699,574	5.25	2013年4月25日	3.62

ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	600,000	1,351.13	8,106,780	1,344.91	8,069,513	6.50	2013年5月15日	2.50
-------	------	----------------------	---------	----------	-----------	----------	-----------	------	------------	------

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
国債証券	84.88
合計	84.88

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 (1口当たり)
	円	円
第1期計算期間末 (平成21年12月21日)	4,147,844 (分配付) 4,111,644 (分配落)	1.1458 (分配付) 1.1358 (分配落)
第2期計算期間末 (平成22年12月20日)	1,155,139 (分配付) 1,145,139 (分配落)	1.1551 (分配付) 1.1451 (分配落)
第3期計算期間末 (平成23年12月20日)	1,034,001 (分配付) 1,024,001 (分配落)	1.0340 (分配付) 1.0240 (分配落)
平成23年 7月末日	1,174,083	1.1741
8月末日	1,137,950	1.1380
9月末日	1,047,715	1.0477
10月末日	1,091,316	1.0913
11月末日	1,041,872	1.0419
12月末日	1,031,869	1.0319
平成24年 1月末日	1,069,514	1.0695
2月末日	1,150,477	1.1505
3月末日	1,141,012	1.1410
4月末日	1,117,522	1.1175
5月末日	1,026,731	1.0267
6月末日	1,049,948	1.0499
7月末日	1,063,971	1.0640

【分配の推移】

期間		分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	自平成20年10月24日至平成21年12月21日	0.0100円
第2期計算期間	自平成21年12月22日至平成22年12月20日	0.0100円
第3期計算期間	自平成22年12月21日至平成23年12月20日	0.0100円
第4期中間計算期間	自平成23年12月21日至平成24年 6月20日	-

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自平成20年10月24日至平成21年12月21日	14.6
第2期計算期間	自平成21年12月22日至平成22年12月20日	1.7
第3期計算期間	自平成22年12月21日至平成23年12月20日	9.7
第4期中間計算期間	自平成23年12月21日至平成24年 6月20日	3.1

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	3,620,000	0
第2期計算期間	0	2,620,000
第3期計算期間	0	0
第4期中間計算期間	0	0

(参考情報)

運用実績

2012年7月31日 現在

基準価額・純資産の推移(2008年10月24日~2012年7月31日)



※基準価額は信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配金の推移

2011年12月	100円
2010年12月	100円
2009年12月	100円
-	-
-	-
設定来累計	300円

※上記分配金は1万円あたり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
債券	84.70%
その他資産	15.30%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

通貨別組入比率(高金利通貨マザーファンド)

通貨	純資産比率
メキシコペソ	22.27%
ブラジルレアル	18.08%
ランド	15.28%
オーストラリアドル	13.02%
ニュージーランドドル	6.03%

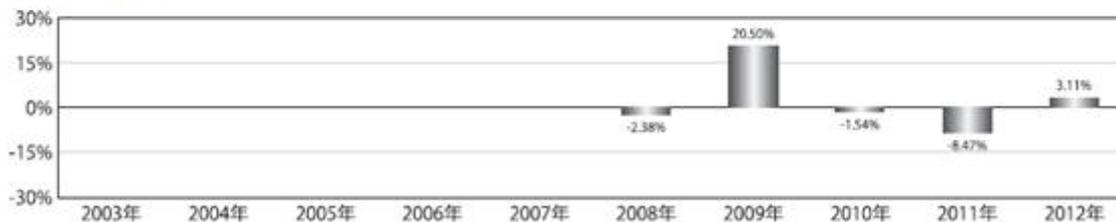
※組入上位5通貨です。
 ※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位銘柄(高金利通貨マザーファンド)

銘柄名	償還日	利率	通貨	純資産比率
MEXICAN FIXED RATE BONDS	2012/12/20	9.000%	メキシコペソ	22.27%
BRAZIL GOVT	2013/01/01	10.000%	ブラジルレアル	18.08%
REP SOUTH AFRICA	2014/01/15	7.500%	ランド	15.28%
AUSTRALIAN GOVT	2013/05/15	6.500%	オーストラリアドル	13.02%
NEW ZEALAND GOVT	2013/04/15	6.500%	ニュージーランドドル	6.03%
MARAYSIAN GOVT	2013/10/30	8.000%	マレーシアリンギット	4.07%
POLAND GOVT	2013/04/25	5.250%	ポーランドズロチ	3.62%
NORWEGIAN GOVERNMENT	2013/05/15	6.500%	ノルウェークローネ	2.50%
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。
 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2008年はファンドの設定日から年末まで、2012年は7月末までの騰落率を示しています。
 ※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計(税引前)の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

[訂正前]

基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

（略）

[訂正後]

基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

（略）

第3【ファンドの経理状況】

[訂正前]

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ただし、第2期計算期間（平成21年12月22日から平成22年12月20日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき、第3期計算期間（平成22年12月21日から平成23年12月20日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成21年12月22日から平成22年12月20日まで）及び第3期計算期間（平成22年12月21日から平成23年12月20日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

[訂正後]

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第

133号)に基づいて作成しております。

ただし、第2期計算期間（平成21年12月22日から平成22年12月20日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき、第3期計算期間（平成22年12月21日から平成23年12月20日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成21年12月22日から平成22年12月20日まで）及び第3期計算期間（平成22年12月21日から平成23年12月20日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

3. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

4. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（平成23年12月21日から平成24年6月20日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

1 【財務諸表】

原届出書「第二部ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に中間財務諸表が追加されます。

[追加]

中間財務諸表
プレミアム・カレンシー・オープン(1年決算型)
(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期中間計算期間末 (平成24年6月20日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,557
親投資信託受益証券	1,052,756
流動資産合計	1,061,313
資産合計	1,061,313
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	210
未払委託者報酬	5,044
その他未払費用	26
流動負債合計	5,280
負債合計	5,280
純資産の部	
元本等	
元本	*1 1,000,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	56,033
(分配準備積立金)	164,715
元本等合計	1,056,033
純資産	*2 1,056,033
負債純資産合計	1,061,313

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第4期中間計算期間 自 平成23年12月21日 至 平成24年6月20日
営業収益	
有価証券売買等損益	37,312
営業収益合計	37,312
営業費用	
受託者報酬	210
委託者報酬	5,044
その他費用	26
営業費用合計	5,280
営業利益又は営業損失(△)	32,032
経常利益又は経常損失(△)	32,032
中間純利益又は中間純損失(△)	32,032
期首剰余金又は期首欠損金(△)	24,001
中間剰余金又は中間欠損金(△)	56,033

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第4期中間計算期間 自 平成23年12月21日 至 平成24年 6 月20日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第4期中間計算期間末 (平成24年 6月20日現在)	
*1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	1,000,000口
*2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たりの純資産額 1.0560円 (10,000口当たりの純資産額 10,560円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期中間計算期間 自 平成23年12月21日 至 平成24年 6 月20日	
該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

期 別	第4期中間計算期間末 (平成24年 6 月20日現在)
項 目	
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(重要な後発事象に関する注記)

第4期中間計算期間 自 平成23年12月21日 至 平成24年 6 月20日	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1. 元本の移動

第4期中間計算期間末 (平成24年 6月20日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円

期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	- 円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4. 追加情報

第4期中間計算期間 自 平成23年12月21日 至 平成24年 6 月20日
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

< 参考 >

当ファンドは、「高金利通貨マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

高金利通貨マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

高金利通貨マザーファンド

[貸借対照表]

(単位:円)

科目	期別	注記番号	平成24年 6 月20日現在
			金額
資産の部			
流動資産			
預金			13,479,734
コール・ローン			41,131,697
国債証券			288,325,051
未収利息			5,167,161
前払費用			616,853
流動資産合計			348,720,496
資産合計			348,720,496
負債の部			
流動負債			
未払金			13,340,334
未払解約金			1,500,000
流動負債合計			14,840,334
負債合計			14,840,334
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		*1	430,300,597

剰余金		
欠損金		96,420,435
純資産合計	*3	333,880,162
負債・純資産合計		348,720,496

[注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	自 平成23年12月21日 至 平成24年 6 月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、プレミアム・カレンシー・オープン（1年決算型）の中間計算期間に合わせるため、平成23年12月21日から平成24年 6月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成24年 6 月20日現在		
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数		430,300,597口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	96,420,435円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たりの純資産額	0.7759円
	(10,000口当たりの純資産額)	7,759円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

項目	期別	平成24年 6 月20日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(その他の注記)

1. 元本の移動

(単位：円)

平成24年 6 月20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成23年12月21日
期首元本額	520,818,731
期首より平成24年 6月20日までの追加設定元本額	1,325,557
期首より平成24年 6月20日までの一部解約元本額	91,843,691
期末元本額	430,300,597
平成24年 6月20日現在の元本の内訳（*）	
プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型）	420,254,396
環境未来バランス・オープン（愛称 環境宣言）	8,689,381
プレミアム・カレンシー・オープン（1年決算型）	1,356,820

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4. 追加情報

自 平成23年12月21日 至 平成24年 6 月20日
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

【純資産額計算書】（平成24年7月31日現在）

資産総額	1,065,124 円
負債総額	1,153 円
純資産総額（ - ）	1,063,971 円
発行済数量	1,000,000 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0640 円

< 参考 > 高金利通貨マザーファンド

資産総額	323,447,862 円
負債総額	200,000 円

純資産総額(-)	323,247,862 円
発行済数量	413,061,844 口
1単位当たり純資産額(/)	0.7826 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

1【委託会社等の概況】

（平成24年7月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成24年7月末日現在、当社は、240本の証券投資信託（単位型株式投資信託40本、追加型株式投資信託142本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託42本）の運用を行っており、純資産総額は9,669億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

科 目	期 別		前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
			金 額		金 額	
(資産の部)			千円	千円	千円	千円
流動資産						
現金預金			5,493,082		5,829,748	
有価証券			3,298,316		3,298,206	
未収委託者報酬			765,032		582,010	
未収運用受託報酬			22,815		26,297	
未収投資助言報酬			5,609		5,637	
前払費用			32,820		34,096	
未収収益			610		264	
繰延税金資産			94,045		63,345	
その他の流動資産			24,042		865	
流動資産合計			9,736,376		9,840,470	
固定資産						
有形固定資産	*1		105,282		175,209	
建物		44,676			36,865	
器具備品		60,606			138,344	
無形固定資産			10,238		2,681	
ソフトウェア		8,116			559	
電話加入権		2,122			2,122	
投資その他の資産			1,981,532		2,069,959	
投資有価証券		1,294,320			1,302,277	
親会社株式		583,968			644,952	
長期差入保証金		160,988			150,350	
その他		29,225			29,225	

繰延税金資産	17,540		50,664	
貸倒引当金	14,510		17,510	
投資損失引当金	90,000		90,000	
固定資産合計		2,097,053		2,247,851
資産合計		11,833,429		12,088,322

期 別 科 目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
	金 額		金 額	
(負 債 の 部)	千円	千円	千円	千円
流動負債				
預り金		4,270		9,102
前受投資助言報酬		2,430		2,423
未払金		374,934		373,562
未払収益分配金	208		69	
未払償還金	3,836		3,795	
未払手数料	366,716		283,314	
その他未払金	4,173		86,383	
未払費用		246,155		244,251
未払法人税等		148,219		120,129
未払消費税等		40,942		24,817
賞与引当金		115,080		119,240
流動負債合計		932,033		893,527
固定負債				
退職給付引当金		87,438		103,572
役員退職慰労引当金		32,870		27,160
資産除去債務		10,933		31,632
固定負債合計		131,242		162,365
負債合計		1,063,275		1,055,892
(純 資 産 の 部)				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金		566,500		566,500
資本準備金	566,500		566,500	
利益剰余金		9,173,083		9,387,988
利益準備金	179,830		179,830	
その他利益剰余金				
別途積立金	5,718,662		5,718,662	
繰越利益剰余金	3,274,591		3,489,496	
株主資本合計		10,739,583		10,954,488
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		30,570		77,941
評価・換算差額等合計		30,570		77,941
純資産合計		10,770,153		11,032,429
負債純資産合計		11,833,429		12,088,322

(2) 【損益計算書】

科 目	期 別		前事業年度 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	
			金 額		金 額	
			千円	千円	千円	千円
営業収益						
委託者報酬				9,290,792		9,376,702
運用受託報酬				62,807		64,461
営業収益計				9,353,600		9,441,163
営業費用						
支払手数料				5,061,926		5,120,825
広告宣伝費				190,668		197,828
公告費				7,416		1,861
受益権管理費				10,413		11,275
調査費				1,060,076		1,284,694
調査費		162,035			217,345	
委託調査費		898,040			1,067,349	
委託計算費				186,907		218,981
営業雑経費				261,180		224,765
通信費		47,867			46,975	
印刷費		202,785			166,251	
協会費		7,653			8,409	
諸会費		2,873			3,129	
営業費用計				6,778,588		7,060,232
一般管理費						
給料				1,058,378		1,106,058
役員報酬		117,951			124,707	
給料・手当		840,999			895,319	
賞与		99,428			86,032	
交際費				16,286		18,762
寄付金				40,819		39,015
旅費交通費				58,585		53,988
租税公課				19,373		18,505
不動産賃借料				214,427		200,615
賞与引当金繰入				115,080		119,240
退職給付費用				18,227		23,022
役員退職慰労引当金繰入				4,720		4,790
固定資産減価償却費				40,490		44,407
諸経費				333,694		340,584
一般管理費計				1,920,083		1,968,991
営業利益				654,927		411,940

科目	期別	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	
		金額		金額	
		千円	千円	千円	千円
営業外収益					
受取配当金	*1		24,837		19,049
有価証券利息			9,996		4,056
受取利息			1,538		1,442
約款時効収入			1,762		131
雑益			3,593		45,964
営業外収益計			41,728		70,644
営業外費用					
時効後返還金			36		1,550
信託財産負担金			718		327
固定資産除却損	*2		460		138
雑損			34		47
営業外費用計			1,249		2,063
経常利益			695,406		480,521
特別利益					
投資有価証券売却益			2,416		30,950
特別利益計			2,416		30,950
特別損失					
投資有価証券売却損			1,756		32,200
資産除去債務			2,135		
投資有価証券評価損			8,385		
ゴルフ会員権評価損			6,103		
投資損失引当金繰入			90,000		
貸倒引当金繰入					3,000
特別損失計			108,380		35,200
税引前当期純利益			589,441		476,271
法人税、住民税及び事業税		309,731		252,318	
法人税等調整額		59,792	249,939	23,951	228,366
当期純利益			339,501		247,904

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

株主資本	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
資本金				
当期首残高		1,000,000		1,000,000

当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	566,500	566,500
資本剰余金合計		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	179,830	179,830
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,718,662	5,718,662
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,968,089	3,274,591
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	3,274,591	3,489,496
利益剰余金合計		
当期首残高	8,866,581	9,173,083
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	9,173,083	9,387,988
株主資本合計		
当期首残高	10,433,081	10,739,583
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	10,739,583	10,954,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	183,071	30,570

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941
評価・換算差額等合計		
当期首残高	183,071	30,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941
純資産合計		
当期首残高	10,616,153	10,770,153
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	154,000	262,275
当期末残高	10,770,153	11,032,429

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 15年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 投資先会社への投資に係る損失に備えるため投資先の財政状態等を勘案して、投資有価証券について必要額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金</p>

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。</p> <p>なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>
----------------------------	---

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	*1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物 35,776 千円	建物 43,586 千円
器具備品 108,802 千円	器具備品 133,977 千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。	*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。
受取配当金 21,965 千円	受取配当金 16,310 千円
*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
器具備品 460 千円	器具備品 138 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000			825,000

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日
配当の原資	利益剰余金

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000			825,000

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日
配当の原資	利益剰余金

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	5,493,082	5,493,082	
(2)有価証券	3,298,316	3,298,316	
(3)未収委託者報酬	765,032	765,032	
(4)投資有価証券	592,359	592,359	
(5)親会社株式	583,968	583,968	
(6)未払金（未払手数料）	366,716	366,716	
(7)未払法人税等	148,219	148,219	

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	5,829,748	5,829,748	
(2)有価証券	3,298,206	3,298,206	
(3)未収委託者報酬	582,010	582,010	
(4)投資有価証券	600,316	600,316	
(5)親会社株式	644,952	644,952	
(6)未払金（未払手数料）	283,314	283,314	
(7)未払法人税等	120,129	120,129	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(6) 未払金（未払手数料）、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券、(5) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式	701,961	701,961

上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	5,493,082			
未収委託者報酬	765,032			

有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,316	399,387	3,172	
合計	9,556,432	399,387	3,172	

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	5,829,748			
未収委託者報酬	582,010			
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,206	397,716	2,960	
合計	9,709,964	397,716	2,960	

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

		(単位：千円)		
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	658,896	605,961	52,934
	(2) 債券			
	国債・地方債等	1,798,914	1,798,804	109
	社債			
	その他			
	(3) その他	312,454	305,229	7,224
	小計	2,770,265	2,709,995	60,269
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	12,350	12,350	0
	(2) 債券			
	国債・地方債等	1,499,402	1,499,484	82
	社債			
	その他			
	(3) その他	192,627	201,000	8,372
	小計	1,704,379	1,712,834	8,455
	合計	4,474,644	4,422,830	51,813

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

(単位：千円)

種類 貸借対照表 取得原価 差額

		計上額			
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	733,260	605,961	127,298	
	(2) 債券	国債・地方債等	2,718,551	2,718,501	49
		社債			
		その他			
	(3) その他	212,768	204,226	8,542	
	小計	3,664,579	3,528,689	135,890	
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	9,035	12,350	3,315	
	(2) 債券	国債・地方債等	579,654	579,678	23
		社債			
		その他			
	(3) その他	290,205	302,044	11,839	
	小計	878,895	894,073	15,177	
合計	4,543,474	4,422,762	120,712		

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式			
(2) 債券	国債・地方債等		
	社債		
	その他		
(3) その他	104,550	2,416	1,756
合計	104,550	2,416	1,756

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式			
(2) 債券	国債・地方債等		
	社債		
	その他		

(3) その他	198,750	30,950	32,200
合計	198,750	30,950	32,200

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付引当金(千円)	87,438	103,572

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
勤務費用(千円)	12,195	16,397
確定拠出年金への掛金拠出額(千円)	6,031	6,660
退職給付費用(千円)	18,227	23,057

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 47,182 千円	賞与引当金 45,311 千円
退職給付引当金 35,849 千円	退職給付引当金 36,768 千円
役員退職慰労引当金 13,476 千円	役員退職慰労引当金 9,641 千円
ゴルフ会員権評価損 3,732 千円	ゴルフ会員権評価損 3,231 千円
貸倒引当金 5,949 千円	貸倒引当金 6,216 千円
その他有価証券評価差額金 3,466 千円	その他有価証券評価差額金 5,674 千円
投資有価証券評価損 3,467 千円	投資有価証券評価損 3,002 千円
未払広告宣伝費 11,910 千円	未払広告宣伝費 29,217 千円
投資損失引当金 36,900 千円	投資損失引当金 31,950 千円

資産除去債務	4,482 千円	資産除去債務	11,229 千円
その他	35,483 千円	その他	18,184 千円
繰延税金資産の合計	201,900 千円	繰延税金資産の合計	200,427 千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
負ののれん償却額	62,381千円	負ののれん償却額	28,908千円
その他有価証券評価差額金	24,710 千円	その他有価証券評価差額金	48,445 千円
その他	3,222 千円	その他	9,063 千円
繰延税金負債の合計	90,315 千円	繰延税金負債の合計	86,417 千円
繰延税金資産の純額	111,585千円	繰延税金資産の純額	114,009千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
		法定実効税率	41.0%
		（調整）	
		交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.0%
		住民税均等割等	0.5%
		税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.1%
		還付法人税等	2.7%
		その他	1.1%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9%
		3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正	
		「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から38%に変更し、平成27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から35.5%に変更しております。	
		この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,842千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は19,476千円、その他有価証券評価差額金は6,633千円、それぞれ増加しております。	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～31年と見積り、割引率は1.404%～2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(千円)(注)	10,689	10,933
有形固定資産の取得に伴う増加額(千円)		20,282
時の経過による調整額(千円)	244	416
期末残高(千円)	10,933	31,632

(注)前事業年度の期首残高は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向3名	支払手数料の支払（注2）	3,667,811	未払手数料	257,814

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向4名	支払手数料の支払（注2）	3,450,056	未払手数料	181,880

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,054円73銭	1株当たり純資産額	13,372円64銭
1株当たり当期純利益金額	411円51銭	1株当たり当期純利益金額	300円49銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益(千円)	339,501	247,904
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	339,501	247,904
普通株式の期中平均株式数(株)	825,000	825,000

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	10,770,153	11,032,429
純資産の部から控除する合計額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	10,770,153	11,032,429
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	825,000	825,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

(1) 「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

平成24年4月1日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

名称	資本金の額（百万円） 平成24年3月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年 8 月 2 日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木基仁 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 助川正文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「プレミアム・カレンシー・オープン（1年決算型）」の平成23年12月21日から平成24年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「プレミアム・カレンシー・オープン（1年決算型）」の平成24年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月21日から平成24年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）](#)へ

独立監査人の監査報告書

平成24年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 助川正文

指定社員
業務執行社員

公認会計士 宝金正典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。